

税のコーナー

市民税(その1)個人の市民税

個人の市民税とは

問合せ先 市民生活部 税務課 TEL53-6111

個人の市民税は、一定の所得がある場合、定額負担する均等割と前年分の所得から税額が計算される所得割のふたつから構成されています。

この税は、地域社会で必要な経費を、できるだけ多くの住民が負担し合うという考え方に基づいた税金で、その意味から納税義務者の範囲は広く、住所がある人とされています。そのため、所得税よりも税金を納める人の範囲は広がっていますが、税率は低く定められています。

納税の方法には、納税通知書で金融機関等で納税していただく**普通徴収**と、給与から天引きして納税していただく**特別徴収**があります。

また、市民税は個人県民税とあわせて申告と納税をしていただくことから市県民税と呼ばれ、一般に**個人住民税**といえます。

市県民税を納める人

毎年1月1日現在、住民基本台帳に記載されている住所地（住民基本台帳に記載がない場合は実際に住んでいる市町村）で、前年中の所得金額で課税（事務所などを持っている人は住所地でも課税）されます。

[均等割額を納める人]

1月1日現在、対馬市内に住所がある人

1月1日現在、対馬市内に事務所などを持っている人で
対馬市内に住所がない人

[所得割額を納める人]

1月1日現在、対馬市内に住所がある人



市県民税が課税されない人

[均等割額も所得割額も納めなくてよい人]

1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人

障害者、未成年者、65歳以上の方、寡婦または寡夫で合計所得金額が125万円以下の人
給与と所得者の年収に直すと204万4,000円未満になります。

[均等割額を納めなくてよい人]

合計所得金額が、次の計算式で求めた金額以下の人

$28\text{万円} \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数}) + 17\text{万}6,000\text{円}$

ただし、本人のみの場合は、17万6,000円は加算しません。28万円の金額になります。

夫婦がともに対馬市内に住み、夫が均等割額を納めている妻

ただし、平成16年度まで、平成17年度からは所得割を納める妻も課税されます。

[所得割額を納めなくてよい人]

総所得金額等の金額が次の計算式により求めた金額以下の人

$35\text{万円} \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数}) + 35\text{万円}$

ただし、本人のみの場合は、35万円は加算しません。35万円以下の金額になります。

市税の口座引き落とし日は毎月25日です。便利な口座振替をご利用ください

保健福祉事務所コーナー



国民健康保険・老人保健の申請について！

6町合併により旧町役場が対馬市の各支所となり、国民健康保険と老人保健（医療）関係の手続き等は、どの支所でも取扱いが出来ますので、お近くの支所をご利用ください。なお、下記のことが支所窓口でできます。

各種申請書等は必ず印鑑が必要です。お忘れなく！

国民健康保険	保険証・認定証に関するもの	保険証交付・再交付
		前期高齢者受給者証交付・再交付
		退職被保険者証交付・再交付
		減額認定・標準負担額減額認定証
		その他国保関係被保険者証・認定証等交付
	支給に関するもの	高額療養費受付・支給・貸付
		療養費（補装具代等）受付・支給
		出産育児一時金、葬祭費受付・支給 その他国保関係支給分
老人保健（医療）	受給者証・認定証に関するもの	受給者証交付・再交付
		減額認定・標準負担額減額認定証
		その他老人保健関係認定証等交付
	支給に関するもの	高額療養費受付・支給
		療養費（補装具代等）受付・支給
		その他老人保健関係支給分

不明な点は各支所健康福祉課国保・老人保健担当者にお尋ね下さい。

対馬保健福祉事務所 保険課 TEL 58-2294 内線 720.726

年金のコーナー

保険料の前納制度



「一括納付でお得な前納！」
10月は、後期前納（16年10月～17年3月）の時期になります。前納は納め忘れを防ぎ、時間と手間が省けるので大変便利な制度です。前期前納をされた方、これから前納を利用しようと考えられている方にお勧めします。金額79,150円となり毎月納めるよりも650円もお得です。今年4月にお送りした納付案内書の中の6カ月前納（後期）納付書により、10月31日までに近隣の金融機関等で納めて下さい。割引される保険料は次のとおりです。

< 定額保険料 >

	平成16年			平成17年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月納める	79,800	66,500	53,200	39,900	26,600	13,300
各月から前納する	79,150	66,070	52,940	39,770	26,560	—
割引額	650	430	260	130	40	—

< 半額保険料 >

	平成16年			平成17年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月納める	39,900	33,250	26,600	19,950	13,300	6,650
各月から前納する	39,580	33,030	26,470	19,880	13,280	—
割引額	320	220	130	70	20	—

「毎月納める」=平成17年3月まで毎月保険料を納付するとした場合 「各月から全納する」=各月から平成17年3月まで保険料を前納するとした場合

なお、口座振替での前納制度の利用も可能です。問合せ先：長崎社会保険事務局年金課 TEL095-832-2700